

臨時教職員について学ぼう！

文責：阿部 聡
【本部書記次長】



2月8日～9日に千葉県松戸市で『全国臨時教職員問題学習交流集会・東日本ブロック集会』（以下：略称で『全臨教』）が開催され、県教組から3人、高教組から3人参加したんだ。



たくさん参加したのは、訳があるのよね。



そう。今年の8月9日（土）～11日（月）の3日間、全臨教の全国大会が青森の浅虫で開催されるんだ。東日本ブロックからたくさん来てくれるようにと、そのPRも兼ねて参加したんだ。



青森県での開催は今回で3回目。県教組・高教組合同で実行委員会が組織され、着々と計画が進行中です。



臨時教職員だけでなく誰でも参加できるので、臨時教職員問題に興味のある人や正規になる前に講師を経験した方などもぜひ参加して、臨時教職員の現状を学んでほしいな！楽しい交流会もあるよ！



ということで、今回の勝手にコラムは「臨時教職員」というテーマで深掘っていきましょう。

臨時的採用教員とは？

小学校・中学校・高等学校において、当該教員免許状を有していることを条件に、期間を限って任用される教員を指す。国公立学校の場合は、正規の「採用」ではなく「任用」なので、正式には「臨時的任用職員」という教員であり、その職名と勤務形態から、「常勤講師」と呼ばれることがある。

教員の産休や病休などによる一時的欠員を補う目的によることが多いが、近年の財政問題などから、一時的な欠員ではなく、本来の教員定数の不足を補うための、いわゆる「定数内臨時教員」という形態も見られる。ただし、非常勤職ではなく、あくまでも常勤職であるので、正規採用の教員と同一の職責を担っている。そのため、学級担任なども含めた校務分掌や部活動の顧問に任命されることがある。

【出典：Wikipedia】

講師（常勤）と非常勤講師の違いは？



まずは、青森県教委の募集要項を見てみよう。「青森県公立学校臨時的任用職員・会計年度任用職員募集案内」というタイトルだよ。



臨時的任用職員が講師（常勤）、会計年度任用職員が非常勤講師になるんだけど、要項の内容を表にしてみました。

（令和6年4月現在）

	講 師	非常勤講師
任用期間	6ヶ月以内（更新あり）	1年以内（更新あり）
給与・報酬	教（二）1－25（新卒の場合） 月額：221,800円	1時間あたり 2,830円
各種手当	通勤手当、住居手当、期末勤勉手当	通勤手当
勤務時間	1週当たり 38時間 45分	1日 7時間 45分以内 1週 29時間以内
休暇	年休、病休、特休	任用期間に応じた年休
福利厚生	公立学校共済組合等に参加	任用期間によって、健康保険法、 厚生年金法、雇用保険法が適用
副業	できない	できる



講師も正規教員も仕事の内容や責任は一緒。同一労働同一賃金の原則なんだから同じ給与にすべきよね。



その通り。組合では「講師の2級格付け」を要求してるんだ。先ほどの「全臨教・東日本ブロック」では千葉から「2級格付け実現」の報告があったんだ。30年間続けた運動の成果なんだよ。



あきらめないことの大切さを感じました。ただ、青森県も含め全国的には、なかなか進んでいません。



都道府県では、北海道、群馬、埼玉、東京、神奈川、静岡、愛知（5年で教諭発令）、広島、山口、千葉の10都道府県。政令指定都市では、札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、広島市の9市にとどまっているんだ。

*青森県を含め、多くの県では「[地方公務員法22条2項](#)」に基づいて講師を採用するため1級格付けとなります。しかし、この22条採用では矛盾が多く、裁判所からも違法性が指摘されています。組合では「[地方公務員法17条](#)」による採用を要求しています。この場合は「期限付き教諭」となり、正規教員とほぼ同じ待遇となります。

空白の1日問題



昔、プロ野球で聞いたような言葉だけど…



先の表にあるように、講師の任用期間が6ヶ月とあるよね。実は、これも地方公務員法の次の一文が関係してるんだ。(抜粋して掲載)

人事委員会の承認を得て、6月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、6月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。



この「再度更新することができない。」というのがあるため、次年度も講師として勤めることが決まっているのに、一度失業してもらい、4月からまた新たに任用という形になるんだ。



が～ん。それじゃあ給料もまた振り出しからってこと…



いや、そこは「前歴加算」と言って、それまでの経験年数が反映されるから昇給してスタートできるんだけど。その話は後で。



2回目の辞令が3月30日までなのが問題なんだ。31日だけ失業で4月1日からまた講師。



どうして31日までにしないのかしら。



社会保険の基準日が月末なんだ。つまり30日に退職すれば、県教委も保険料を払わずに済むってこと。



講師の方も給与から引かれず、ウィンウィンのようにも見えるけど…



そのまま退職ならいいんだけど、4月からまた仕事がある人は、たった1日だけ国保と国民年金に加入し、4月1日にまた戻すという煩雑なことをしなければならぬんだ。たった1日だけど、切り替えないと、もしもの時大変だし、年金も未納分が将来の支給額に影響するからね。



それで、空白の1日って言われるのかあ。



本来、地方公務員法22条は、公務員の非正規雇用を抑制するために設けられた項目なのに、県教委はこれを逆手にとって利用してきたってこと。



組合が、日本年金機構に文書開示請求を行ったところ、30日で辞令が切れても1日から引き続き任用される場合は「雇用が継続している」ということが確認できたのよね。



でも当時の県教育長は「法令的には違反していない。」「財政的に無理だからやらない。」と開き直ったんだ。



その後も粘り強く交渉を続け、ついにこの「空白の1日」をなくすることが出来ました。これも組合の力！



全国に先駆けて克服した県教組・高教組の取り組みは、全国の組合を勇気づけたんだよ。

給与の上限問題



給与の話が出た時「前歴加算」（職歴加算ともいう）って言ったわよね。どういう仕組みなの？



公務員として採用される前の期間を前歴といい、前歴分を初任給に上乘せすることを前歴加算と言います。臨時教職員は毎年、新たに採用される形式になるので、毎年「前歴加算」が行われます。



よかった～。昇給していくってことよね。



確かに、初めのうちは4号ずつアップするけど、年数が多くなるにつれ上げ幅が下がってくるんだ。以前は上限（当時は1-61）があって、それ以上は何年働いても上がらない仕組みになってたんだ。



これも組合が粘り強く交渉を続け、上限を撤廃させました。結果、1-61から1-153へ大幅アップ。



余談だけど、上限撤廃により定年後の再任用採用より講師採用の給与が高くなるんだ。ただし、一旦退職しないといけないから講師の口があるかどうかは、リスクがあるけど。(昨今の教員不足を考えると意外にありかも…)

年休の繰り越し問題



教職員の年休は1月1日にリセットされ、20日間で付与されます。前年度の繰り越し(最大20日間)と合わせて、最大40日間でスタートです。



使い切れずに、最大の20日間で毎年繰り越しなのよね。



ところが臨時教職員の場合、繰り越しはなく、1月~3月分として付与されるのがたったの5日間だったんだ。



5日間なんてあっという間。少なすぎて、冬休みや春休みも年休取りづらいわね。



そうなんだ。これも組合の粘り強い交渉を通して、正規教員と同じように20日間の繰り越しを実現したんだよ。更に、3月まで臨時教職員で4月から正規採用になった場合の繰り越しも実現したんだよ。



これまでは、新卒と同様に4月に15日間の付与。3月までの使い残し分はリセットでした。しかし「雇用の継続」と捉えて、繰り越しできるようになりました。



青森県も臨時教職員に関わっては結構がんばってきたんだよ。今後の目標は千葉に続け! ということで2級格付けだね。



都道府県によって現状はまちまち。ぜひ8月の全臨教全国大会に参加して学び合いましょう。